- 認知症対策・空き家対策の決定版

家族信託



【位

金融機関の口座凍結

預金口座からお金が 引き出せなくなってしまう。

老人ホームの支払い等が出来なくなってしまう。

2位

不動産が空き家状態

にはる

認知症になって しまったら、判断能力次第 では売却できません。 そのため空き家状態で放置 する事になり不安に感じる。 3位

成年後見人が必要

となる場合がある

裁判所の管理下に おかれる。

毎月の費用が発生する。

裁判所の判断が必要となる。

家族信託を利用するとお困りごとは全て解決いたします!

- 1 柔軟な財産の管理・処分が可能となります。
- 2 信託契約により不動産の管理・処分が可能となります。
- 3 成年後見を使わずに財産管理が可能となります。
- 4 遺言書と同じ効果を得ることが出来るようになります。
- 5 遺言書では出来ない二次相続以降の承継者の指定も可能となります。

この様な場合に「家族信託」がお役に立ちます。



相談は無料です。 家族信託専門士が 知談に応じます。 髙田司法書士事務所

▽無料相談のご予約はこちら

0120-456-762

〒591-8025 大阪府堺市北区長曽根町130番地23 堺商工会議所4階 TEL 072-253-4567 FAX 072-253-4568

takada-sihou@sakai.zaq.ne.jp

□ http://www.souzoku-walk.com/office/ (平日 9:00~18:00) 土日も承ります。